

井 関 農 機 株 式 会 社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：井関農機株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会
業 種：農業機械等の製造及び販売
- (3) 資 本 金：233億4,474万円
従業員数：連結 5,853名 単体 740名
(2016年12月末現在)
- (4) 営業品目：
整地用機械…トラクタ，耕うん機，
乗用管理機，芝刈り機
栽培用機械…田植機，野菜移植機
収穫用機械…コンバイン，バインダ，
ハーベスタ
調製用機械…初摺機，乾燥機，精米機，
計量選別機，野菜収穫調製機
その他…作業機，補修用部品，農業用施設
- (5) 企業理念：

当社は1926年（大正15年）の創立以来，農業機械の総合専門メーカーとしてわが国農業の近代化に貢献してまいりました。その間，一貫して農業の効率化，省力化を追求し続け，その過程のなかで数々の農業機械を他に先駆けて開発し，市場に供給してまいりました。

世界人口の増加と食料問題，また今日の食料自給率や国土保全の問題を考えると，農業機械メーカーの社会的使命はますます重要となってくると考えております。

当社は「需要家に喜ばれる製品の提供」を通して，わが国ならびに世界の農業に貢献することを経営の基本理念としてこれからも活動を続けてまいります。

- (6) CIマーク：



アルファベットをベースとした「I S E K I」商標が最初に登録されたのは，1953年（昭和28年）です。以後，現在のロゴに進化しています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置，名称及び構成

知的財産法務部は，開発と生産を総括する開発製造本部に属し，開発と製造に関する，知的財産の統括管理及び法務対応を行っています。知的財産担当者と法務担当者から構成されており，出願・権利化や知的財産活用等の知的財産管理業務と，契約や法務相談等の法務対応業務とを行っています。

(2) 沿革

前身となる特許部は，1960年代に特許係を経て発足され，1970年（昭和45年）に当時の開発本部内の一部門となり，製品開発部門と連携しながら知的財産の創出及び管理を行ってまいりました。

その後，2013年（平成25年）に，知的財産管理に加え，開発と製造に関する法務に対応するため，特許部から知的財産法務部に改組されました。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の発掘

先ず，特許公報等の知的財産情報に基づく技

術動向分析を行い、この技術動向分析に市場情報に基づく市場動向分析を加味し、今後の研究開発の方向性を明らかにします。そして、開発製造はもとより、営業部門・企画部門を含む全社の総意により技術テーマを設定します。

尚、技術テーマは、直近の製品技術ばかりでなく、将来的に有望な技術や、世の中の技術トレンドに沿う技術についても設定し、将来性や市場発展性を考慮した複数の区分に類別しています。

また、上記の技術テーマに基づいて、発明を洩れなく且つ効率良く創出するために、ブレインストーミング等の創造性手法を活用した発明創造活動を展開しています。

更に、発明者へのインセンティブ付与を図るべく、社内発明表彰制度を設けています。社内発明表彰は、発明提案の量を対象にした表彰と、発明提案の質を対象にした表彰とを併用し、発明創造意欲の向上を図ると共に、発明提案の活性化を図っています。また、社外の発明表彰へも積極的に推薦することにより、研究開発や発明創造におけるインセンティブを高めています。

以上のような方策により、発明の「量」の拡大と「質」の向上を図り、知的財産群の構築を推進しています。

(2) 出願業務（出願から権利化まで）

特許出願において、出願審査請求や特許庁の拒絶理由通知書への対応等の中間手続時には、製品開発部門と共に権利化検討会を行っています。権利化検討会では、先行技術や実施技術の解析、及び出願内容の詳細分析を行い、出願審査請求の要否や有効特許の取得に向けた対応策について議論しています。

海外においては、中国・アセアン等のアジア諸国、米国、欧州をターゲットとした事業戦略に整合させ、各国・地域毎に実効性の高い技術について出願してグローバルな知的財産権の取得を推進しています。

そして、出願の質及び精度を向上させ、且つ

精度良く知的財産権を取得するために、国・地域別に、業務処理能力やレスポンス性が優れた現地の特許事務所をハブ事務所に設定し、各々の国・地域での確な知的財産権の取得及び管理が行えるグローバル知的財産管理体制を構築しています。また、各ハブ事務所と緊密に連携し、互いの情報共有を図り、現地の知的財産関連情報を迅速に入手する体制としています。

(3) 社内における教育、研修

当社は人材育成にも注力しており、技術者向けの社内知的財産教育を毎年実施しています。この社内知的財産教育は、設計実務経験等に合わせ、レベル別に3段階に区分され、実務に直結した教育内容となっています。また、製造部門・営業部門等には、各部門で必要な教育内容にて定期的に知的財産教育を実施しています。

また、出願書類作成能力及び権利取得能力の向上を図るべく、知的財産法務部員を対象とした部内研修を計画的に行っています。部内研修では、部員が作成した手続書類を題材に良い点や悪い点について議論することにより、各部員の能力向上を図ると共に、ノウハウや留意点等の部内での水平展開を図っています。

(4) 知的財産報告書の発行

知的財産報告書を2004年（平成16年）から毎年発行し、研究開発の考え方、知的創造活動、成果としての知的財産の状況と活用等に関する情報を積極的に開示しています。

4. 今後の計画、希望など

日本企業のグローバル事業展開は今後も拡大していくものと思われませんが、海外の知的財産対応業務については、取得する知的財産権の質や権利化する精度の向上のみならず、業務の迅速化及び効率化を推進し、グローバル知的財産管理体制を更に強化していきます。

（原稿受領日 2017年5月10日）